今回の改正は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）、厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百三十号）、環境省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百二十二号）、厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年第二百三十八号）及び環境省組織令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十九号）の施行に伴い、当然に必要とされた規定の整理を行うものであり、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。